特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
10	後期高齢者医療制度に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
佐伯市は、後期高齢者医療制度に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
大分県佐伯市長

公表日
令和4年6月28日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療制度に関する事務
②事務の概要	後期高齢者医療制度では、各都道府県の後期高齢者医療広域連合と市区町村が連携して事務を行う。 大分県における基本的な役割分担は、 ・後期高齢者医療広域連合：被保険者の資格管理や被保険者資格の認定、保険料の決定、医療の給付 ・佐伯市：各種届出の受付等の窓口業務、保険料の徴収であり、特定個人情報ファイルを取り扱う事務は以下のとおり。 1　資格管理業務 ・被保険者証等の交付申請 佐伯市は住民から個人番号が記入された被保険者資格に関する届出を受け付け、広域連合ににおいて審査・決定を行い、広域連合から当該住民に対して被保険者証等を発行する。 ・住民基本台帳情報等の取得、被保険者資格の異動 佐伯市から広域連合に住民基本台帳等の情報を送付し、広域連合において年齢到達者等を特定して被保険者資格の審査・決定を行う。広域連合から当該住民に対して被保険者証等を発行する。上記と併せて、被保険者情報等の管理を行う。 2　賦課・収納業務 ・保険料賦課 佐伯市から広域連合に所得情報等を提供し、広域連合において賦課計算を行い保険料賦課額を決定した上で、佐伯市から当該住民に対して賦課決定通知書等で通知する。 ・保険料収納管理 広域連合で決定した保険料賦課額に基づき、佐伯市において保険料に関する徴収方法と納期を決定する。特別徴収の場合は年金保険者に徴収依頼を実施するとともに当該住民には特別徴収額通知書等で通知し、普通徴収の場合は当該住民に納付書を送付し、特別徴収や普通徴収に関する収納管理を行う。 3　給付業務 佐伯市において住民からの療養費支給申請書に関する届出を受け付け、広域連合において療養費支給の認定処理を行い、広域連合から当該住民に対して療養費支給決定通知書等を交付する。
③システムの名称	（1）後期高齢者医療システム（WebRings） （2）大分県後期高齢者医療広域連合電算処理システム（標準システム） （3）MICJET番号連携サーバー （4）中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
後期高齢者医療関連情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条及び別表第一第59号 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　]　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二（80、82、83の項）
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部　保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
―	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	佐伯市総務部総務課 〒876-8585 大分県佐伯市中村南町1番1号 TEL：0972-22-3663
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	佐伯市福祉保健部保険年金課 〒876-8585 大分県佐伯市中村南町1番1号 TEL：0972-22-3199

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和2年5月31日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和2年5月31日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[ ] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月2日	5.評価実施期間における担当部署	保険年金課長　曽宮　郁夫	保険年金課長　菅　一郎	事後	
平成30年6月13日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	保険年金課長　菅　一郎	保険年金課長	事後	評価書の様式変更によるもの
令和1年5月31日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務　②事務の概要		制度内容を削除	事後	
令和1年5月31日	Ⅱしきい値判断項目　1. 対象人数　いつ時点の計数か	平成27年4月9日 時点	令和元年5月31日 時点	事後	
令和1年5月31日	Ⅱしきい値判断項目　2. 取扱者数　いつ時点の計数か	平成27年4月9日 時点	令和元年5月31日 時点	事後	
令和1年5月31日	Ⅳ　リスク対策			事後	様式変更に伴う記載追加
令和2年5月31日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	(1)保健福祉総合システム後期高齢者 (3)団体内統合利用番号連携サーバー	(1)後期高齢者医療システム(WebRings) (3)MICJET番号連携サーバー	事後	
令和2年5月31日	Ⅱしきい値判断項目　1. 対象人数　いつ時点の計数か	令和元年5月31日 時点	令和2年5月31日 時点	事後	
令和2年5月31日	Ⅱしきい値判断項目　2. 取扱者数　いつ時点の計数か	令和元年5月31日 時点	令和2年5月31日 時点	事後	
令和3年6月30日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二(80、82、83の項)	番号法第19条第8号及び別表第二(80、82、83の項)	事前	令和3年9月1日に施行される番号利用法の改正による修正